

# 兵庫県公報

平成19年12月7日 金曜日 第1934号

発行人

兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号



毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日

(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

| 告 示  | ページ |
|--|-----|
| ○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要(水質課) .....                          | 2   |
| ○道路の区域の変更、供用開始等(道路保全課) .....   | 3   |
| ○道路の位置指定(建築指導課) .....  | 3   |
| <b>公 告</b>   |     |
| ○特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請(参画協働課) .....                                   | 5   |
| ○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告(まちづくり課) .....                                | 6   |
| ○平成20年度兵庫県立淡路景観園芸学校景観園芸専門課程入学試験の実施(公園緑地課) .....                      | 6   |
| <b>人事委員会公告</b>   |     |
| ○兵庫県職員経験者採用試験の実施 .....   | 7   |
| <b>教育委員会公告</b>   |     |
| ○落札者等の公示(県立姫路工業高等学校) .....   | 9   |
| <b>公安委員会規則</b>   |     |
| ○特例施設占有者の指定等に関する規則 .....   | 9   |
| <b>市町村職員退職手当組合条例</b>   |     |
| ○兵庫県市町村職員の特別職等の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 .....                         | 23  |
| ○兵庫県市町村職員の一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 .....                          | 24  |
| ○兵庫県市町村職員退職手当組合の市町負担金額と退職手当額の調整に関する条例 .....                          | 25  |
| ○兵庫県市町村職員退職手当組合公告式条例 .....   | 26  |
| ○職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 .....                                      | 27  |
| ○職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 .....                                   | 29  |
| <b>市町村職員退職手当組合規則</b>   |     |
| ○兵庫県市町村職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則 .....                             | 30  |
| ○兵庫県市町村職員の退職手当に関する条例施行規則の特例に関する規則 .....                              | 32  |
| ○兵庫県市町村職員退職手当組合公告式規則 .....   | 35  |
| ○兵庫県市町村職員退職手当組合の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例<br>施行規則の一部を改正する規則 ..... | 36  |
| <b>市町村職員退職手当組合告示</b>   |     |
| ○議決になった平成18年度一般会計補正予算 .....  | 36  |
| ○平成18年度歳入歳出決算の要領 .....   | 36  |

## 公布された法令のあらまし

- 特例施設占有者の指定等に関する規則(公安委員会規則第14号)  
遺失物法、遺失物法施行令(以下「令」という。)及び遺失物法施行規則(以下「規則」という。)の施行により、公安委員会は、百貨店、遊園地その他の不特定かつ多数の者が利用する施設に係る施設占有者のうち、一定の要件に該当するものを特例施設占有者として指定することとされること等に伴い、次のとおり特例施設占有者の指定等に関して、必要な事項を定めることとした。

- 1 趣旨について定める。
- 2 公安委員会は、規則第28条第1項の規定による申請があった場合において、令第5条第5号の規定による指定（以下単に「指定」という。）をしたとき、又は指定をしなかったときはそれぞれ申請者に対し、その旨を通知することとするとともに、指定通知書、不指定通知書及び特例施設占有者指定公示書の様式を定める。
- 3 特例施設占有者変更事項公示書の様式を定める。
- 4 公安委員会は、規則第30条第1項の規定による取消し（以下単に「取消し」という。）をしたときは、取消しの相手方に対し、その旨を通知することとするとともに、指定取消通知書及び特例施設占有者指定取消公示書の様式を定める。
- 5 報告書等通知書の様式を定める。
- 6 指示書の様式を定める。

告 示

兵庫県告示第 1223 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成19年12月7日

兵庫県知事 井戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名

川崎重工業株式会社明石工場

明石市川崎町1番1号

明石事務所長 橋本 芳 純

- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地

川崎重工業株式会社明石工場

明石市川崎町1番1号

- (3) 特定施設に関する事項

|                     |                               |                        |     |
|---------------------|-------------------------------|------------------------|-----|
| 種                   | 類                             | 63号イ 焼入れ施設 (No.1、No.2) |     |
| 能                   | 力                             | 1.2t/日/基               |     |
| 工 事 着 手 予 定 年 月 日   |                               | 許可後                    |     |
| 工 事 完 成 予 定 年 月 日   |                               | 着手後15日                 |     |
| 使 用 開 始 予 定 年 月 日   |                               | 完成後                    |     |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間 |                               | 24時間連続                 |     |
| 使用時間の季節的変動の概要       |                               | なし                     |     |
| 使用時において当該特定施設       | 区 分                           | 通 常                    | 最 大 |
|                     | 水 素 イ オ ン 濃 度<br>(水 素 指 数)    | -                      | -   |
|                     | 化 学 的 酸 素 要 求 量<br>(単 位 mg/L) | -                      | -   |

|  |                              |         |         |
|--|------------------------------|---------|---------|
| 設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値                      | 浮遊物質<br>量<br>(単位 mg/L)       | -       | -       |
|  | 窒素含有量<br>(単位 mg/L)           | -       | -       |
|  | りん含有量<br>(単位 mg/L)           | -       | -       |
|  | ノルマルヘキサン抽出物質含有量<br>(単位 mg/L) | 100%鉱物油 | 100%鉱物油 |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日) |                              | 0       | 5       |

備考 汚水等の処理は、外部業者に委託するため、排水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成19年12月7日から同月28日まで
- (2) 場所 兵庫県健康生活部環境管理局水質課及び明石市環境部環境保全課

兵庫県告示第1224号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成19年12月7日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成19年12月7日から2週間、淡路県民局県土整備部洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年12月7日

兵庫県知事 井戸敏三

| 道路の種類<br>路線名 | 道路の区域              |    |                  |               |    |
|--------------|--------------------|----|------------------|---------------|----|
|              | 区 間                | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル)  | 延 長<br>(メートル) | 備考 |
| 県道<br>洲本灘賀集線 | 南あわじ市灘黒岩字丹後582番1から | 旧  | 5.0から<br>19.0まで  | 1,111.0       |    |
|              | 同 市灘山本字佛谷633番まで    | 新  | 11.0から<br>44.0まで | 1,100.0       |    |

兵庫県告示第1225号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。なお、その関係図書は、平成19年12月7日から淡路県民局県土整備部建築課において縦覧に供する。

平成19年12月7日

兵庫県知事 井戸敏三

| 指定番号 | 指定年月日<br>(平成年月日) | 道 路 の 位 置 | 幅 員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|------|------------------|-----------|---------------|---------------|
|      |                  |           |               |               |

|                   |           |   |       |       |
|-------------------|-----------|---|-------|-------|
| 第H19淡路位置<br>0005号 | 19. 10. 1 | 洲本市大野字西久保756番1の一部、765番1の一部、<br>765番7の一部、同字居内760番1の一部、760番2、<br>761番1、762番1の一部 | 5.00  | 34.29 |
|                   |           |   | 6.00  | 73.63 |
|                   |           |   | 6.165 | 12.20 |
|                   |           |   | 6.33  | 25.55 |

公 告

## 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県県民政策部地域協働局参画協働課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成19年12月7日

兵庫県知事 井戸敏三

1 (1) 申請のあった年月日 平成19年11月26日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人出愛いの里福祉会

イ 代表者の氏名 備谷信哉

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市伊伝居76番地の14

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、生活支援及び社会参加促進に関する事業を行い、障害者の福祉の増進とすべての人が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

2 (1) 申請のあった年月日 平成19年11月26日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人あいらんど

イ 代表者の氏名 石島正嗣

ウ 主たる事務所の所在地 川西市小花2丁目7番シャント川西1号棟102号

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して生活支援及び社会参加の促進に関する事業を行い、障害者の福祉の増進とすべての人が安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

3 (1) 申請のあった年月日 平成19年11月26日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人丹波里山くらぶ

イ 代表者の氏名 野花志郎

ウ 主たる事務所の所在地 丹波市春日町野上野731番地3

エ 定款に記載された目的

この法人は、ゆたかな自然環境が残る丹波地域の里山を次世代に引き継ぐため、里地里山の環境保全事業、里地里山を活用した環境学習事業、里地里山環境保全に関する啓発と交流事業及び関係団体とのネットワーク事業などを行い、自然と共生することの大切さを共に考え、次代を担う子ども達が地域社会に誇りと夢を持って、生き生きと暮らせる持続可能な社会の実現に寄与することを目的とする。

4 (1) 申請のあった年月日 平成19年11月26日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人Calm自然保護共存研究グループ

イ 代表者の氏名 吉井あゆみ

ウ 主たる事務所の所在地 朝来市和田山町白井6910

エ 定款に記載された目的

この法人は、自然に対してワイルドライフ・マネジメント(野生動物保護管理)に関する事業を行い、動物や植物、人間などあらゆる種が暮らす環境の再構築に寄与することを目的とする。

5 (1) 申請のあった年月日 平成19年11月26日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人きらら

イ 代表者の氏名 森田啓子

ウ 主たる事務所の所在地 宝塚市中州1丁目5番22号

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、生活支援及び社会参加の促進に関する事業を行い、障害者の福祉の増進

とすべての人が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

6 (1) 申請のあった年月日 平成19年11月26日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ヒューマンサポート関西

イ 代表者の氏名 今西永兒

ウ 主たる事務所の所在地 宝塚市塔の町103番地の25

エ 定款に記載された目的

この法人は、音楽を愛する子どもから高齢者までの一般市民に対して、各種コンサート、講演会等の企画・運営事業、子ども音楽バンドの育成事業、中高年齢者のバンド及びコーラス活動支援事業並びに不登校児童生徒に対する音楽療法的支援事業等を実施することにより、音楽活動を媒体とした各世代間交流の場の創出と、地域や市民に親しまれ、愛される音楽文化の進展に寄与することを目的とする。

#### 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成19年12月7日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
芦屋市山芦屋町50番22
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
大阪府中央区本町4丁目2番12号  
ウエスト・ハウス株式会社 代表取締役 西畑博史
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成19年2月26日  
兵庫県指令神南（建）第1-8-2号（18芦屋）

#### 平成20年度兵庫県立淡路景観園芸学校景観園芸専門課程入学試験の実施

兵庫県立淡路景観園芸学校管理規則（平成10年兵庫県規則第69号）第8条第2項の規定により、平成20年度兵庫県立淡路景観園芸学校景観園芸専門課程の入学試験を次のとおり実施する。

平成19年12月7日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 募集人員  
若干名
- 2 修業年限  
2年
- 3 試験期日  
(1) A日程 平成20年2月8日（金）・2月9日（土）のいずれか1日  
(2) B日程 平成20年3月1日（土）
- 4 試験場所  
(1) A日程 淡路市野島常盤954-2  
県立淡路景観園芸学校  
(2) B日程 神戸市中央区下山手通6-3-28  
兵庫県中央労働センター
- 5 試験科目  
(1) 小論文  
(2) 面接
- 6 出願資格  
次の各号のいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学を卒業した者及び平成20年3月卒業見込みの者
- (2) 学校教育法第68条の2第4項の規定により学士の学位を授与された者及び平成20年3月31日までに授与される見込みの者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者若しくは平成20年3月までに修了見込みの者又はこれらに準ずる者
- (4) 昭和28年文部省告示第5号により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- (5) その他、景観園芸専門課程の教育を受けることができる水準以上の学力があると県立淡路景観園芸学校において認められた者

7 受験手続

(1)の提出書類に入学考査料30,000円（郵便局が出願前2箇月以内に振り出した普通為替証書）を添えて提出すること。

なお、郵送による場合は、簡易書留速達扱いとすること。(1)の提出期間最終日までの消印があるものは有効。

(1) 提出書類

入学願書

県立淡路景観園芸学校及び兵庫県県土整備部まちづくり局公園緑地課において配布する。

なお、入学願書を県立淡路景観園芸学校へ郵便で請求することができる。この場合は、封筒の表に「景観園芸専門課程学生募集要項請求」と朱書し、返信用封筒（住所、氏名及び郵便番号を明記し、切手240円を貼付した角形2号の封筒）を同封すること。

(2) 提出期間

ア A日程 平成19年12月7日（金）から平成20年1月28日（月）まで

イ B日程 平成19年12月7日（金）から平成20年2月18日（月）まで

(3) 提出先

郵便番号656-1726

淡路市野島常盤954-2

県立淡路景観園芸学校

8 合格発表

(1) 期日

ア A日程 平成20年2月19日（火）

イ B日程 平成20年3月7日（金）

(2) 発表方法等

受験者全員に郵便により通知するとともに、合格発表日の午後1時以降、県立淡路景観園芸学校及び兵庫県庁第1号館1階南側渡り廊下に合格者の受験番号を掲示する。

また、県立淡路景観園芸学校ホームページに合格者の受験番号を掲載する。

9 受験についての問い合わせ先

県立淡路景観園芸学校

電話番号 (0799) 82-3131

人 事 委 員 会 公 告

兵庫県職員経験者採用試験の実施

兵庫県職員経験者採用試験を次のとおり実施する。

平成19年12月7日

兵庫県人事委員会

1 試験職種、採用予定人員及び受験資格

| 試 験 職 種 | 採用予定人員 | 受 験 資 格 |
|---------|--------|---------|
|         |        |         |

|               |         |   |
|---------------|---------|---|
| (1) 一 般 事 務 職 | 5 名 程 度 | 昭和48年4月2日から昭和55年4月1日までに生まれた者（平成20年4月1日現在で28歳から34歳）。 |
| (2) 土 木 職     | 2 名 程 度 |   |
| (3) 建 築 職     | 1 名 程 度 |   |

## 備考

この試験を受けられない者は、次に掲げる者とする。

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の各号のいずれかに該当する者
  - ア 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
  - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - ウ 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - エ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 2 試験日及び試験会場

| 区 分  | 試 験 日                          | 試 験 会 場                             |
|------|--------------------------------|-------------------------------------|
| 1次試験 | 平成20年1月13日（日）                  | 神戸会場：県立大学神戸学園都市キャンパス<br>東京会場：都道府県会館 |
| 2次試験 | 平成20年2月2日（土）又は2月3日（日）のうち指定する1日 | 神戸市内                                |

## 3 試験の方法

## (1) 第1次試験

## ア 一般常識試験

大学卒業程度の一般常識について択一式により行う。

## イ 論文試験

一般事務職については、職務経験に関する課題と、一般的課題により大学卒業程度の理解力・判断力、独創性・説得力、文章表現力・文章構成力について行う。

土木職及び建築職については、職務経験に関する課題と、職種に必要な専門的課題により大学卒業程度の理解力・判断力、独創性・説得力、文章表現力・文章構成力について行う。

## (2) 第2次試験

第1次試験合格者に対して行う。

## ア 口述試験

個別面接①、個別面接②及びプレゼンテーション試験の方法により行う。

## イ 適性検査

職務の遂行に必要な適性について検査を行う。

## 4 合格者の発表

## (1) 第1次試験

平成20年1月24日（木）午後3時

人事委員会事務局において掲示するとともに受験者全員に通知する。

## (2) 第2次試験

平成20年2月14日（木）午後3時

人事委員会事務局において掲示するとともに第2次試験受験者全員に通知する。

## 5 受験手続及び受付期間

- (1) 申込書は、人事委員会事務局、各県民局、東京事務所等で配布する。郵送を希望する場合は、140円切手をはったあて先明記の返信用封筒（角2号封筒）を同封の上、「経験者請求」と朱書し、人事委員会事務局へ請求すること。



また、インターネットの兵庫県ホームページ（採用試験のページ）でも受験申込書の配布を行う。

アドレス [http://web.pref.hyogo.jp/pref/cate3\\_649.html](http://web.pref.hyogo.jp/pref/cate3_649.html)

(2) 受験申込み

ア インターネットの場合

「兵庫県電子申請システム」を利用して、画面の指示に従って申込みこと。受験票は、申込みを受け付け後、順次発行する。

アドレス [http://web.pref.hyogo.jp/pref/cate3\\_649.html](http://web.pref.hyogo.jp/pref/cate3_649.html)

イ 郵送・持参の場合

申込書に必要事項を記入し、所定欄に写真（申込前6箇月以内に撮った上半身正面無帽の縦4センチメートル・横3センチメートルの大きさのもの）をはり、人事委員会事務局（〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号）へ提出すること。受験票は、申込みを受け付け後、順次発送する。

- (3) 受付期間は、インターネットの場合は平成19年12月5日（水）午前9時から同月18日（火）午後5時まで、郵送の場合は平成19年12月5日（水）から平成20年1月4日（金）（必着）まで及び持参の場合は平成19年12月5日（水）から平成20年1月8日（火）までとする（持参の場合は土曜日、日曜日、祝日及び12月29日（土）から1月3日（木）を除く。）。

持参の場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。

なお、インターネットの場合は、平成19年12月18日（火）午後5時までに受信したものまで、郵送の場合は、平成20年1月4日（金）に到着したものまでを有効とする。

6 その他

- (1) 最終合格者は、試験職種ごとの採用候補者名簿に登載され、任命権者からの請求に応じ、成績順に提示され、任命権者において採用前にさらに身体精密検査を行い、採用者が決定される。採用はおおむね平成20年4月以降になる予定である。

なお、名簿は確定の日から平成21年3月31日まで有効とする。

- (2) この試験についての問い合わせは、兵庫県人事委員会事務局職員課（電話（078）341-7711 内線5920、5921）あてに行うこと。

### 教育委員会公告

#### 落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成19年12月7日

契約担当者

兵庫県立姫路工業高等学校長 西井 哲

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
教育実習システム一式の賃貸借
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県立姫路工業高等学校 姫路市伊伝居600-1
- 3 落札者を決定した日  
平成19年11月7日
- 4 落札者の名称及び住所  
株式会社 サンソフト 姫路市西庄字クボリ甲128番地
- 5 落札金額  
151,200,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般
- 7 入札公告をした日  
平成19年9月25日

### 公安委員会規則

特例施設占有者の指定等に関する規則をここに公布する。

平成19年12月7日

兵庫県公安委員会

委員長 小倉修悟

兵庫県公安委員会規則第14号

特例施設占有者の指定等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、遺失物法（平成18年法律第73号。以下「法」という。）、遺失物法施行令（平成19年政令第21号。以下「令」という。）、遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号。以下「規則」という。）の規定に基づき、公安委員会が行う特例施設占有者の指定等に関して必要な事項を定めるものとする。

(特例施設占有者の指定)

第2条 公安委員会は、規則第28条第1項の規定による申請があった場合において、令第5条第5号の規定による指定（以下単に「指定」という。）をしたときは指定通知書（様式第1号）により、指定をしなかったときは不指定通知書（様式第2号）により、それぞれ申請者に対し、その旨を通知するものとする。

2 規則第28条第4項の規定による公示は、特例施設占有者指定公示書（様式第3号）を公安委員会の掲示場に掲示してするものとする。

(指定をした特例施設占有者に係る公示事項の変更)

第3条 規則第29条第2項の規定による公示は、特例施設占有者変更事項公示書（様式第4号）を公安委員会の掲示場に掲示してするものとする。

(指定の取消し)

第4条 公安委員会は、規則第30条第1項の規定による取消し（以下単に「取消し」という。）をしたときは、指定取消通知書（様式第5号）により、取消しの相手方に対し、その旨を通知するものとする。

2 規則第30条第2項の規定による公示は、特例施設占有者指定取消公示書（様式第6号）を公安委員会の掲示場に掲示してするものとする。

(報告等要求書による報告等の要求)

第5条 法第25条第1項の規定による報告若しくは資料の提出の要求又は同条第2項の規定による報告若しくは資料の提出若しくは保管物件の提示の要求は、報告等要求書（様式第7号）により、行うものとする。

(指示書による指示)

第6条 法第26条第1項又は第2項の規定による指示は、指示書（様式第8号）により、行うものとする。

附 則

この規則は、平成19年12月10日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

第 号

指 定 通 知 書

氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

様

年 月 日付けで申請のあった下記の施設に係る遺失物法施行令第5条第5号の規定に基づく特例施設占有者の指定については、指定をしたので通知します。

記

施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）

年 月 日

兵庫県公安委員会

印

様式第2号（第2条関係）

（表）

第 号

不指定通知書

氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

様

年 月 日付で申請のあった下記の施設に係る遺失物法施行令第5条第5号の規定に基づく特例施設占有者の指定については、指定をしないので通知します。

記

1 施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）

2 理由

年 月 日

兵庫県公安委員会

印

(裏)

- 1 この処分に不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、兵庫県公安委員会（兵庫県警察本部総務部会計課経由）に対して異議申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、兵庫県を被告として（訴訟において兵庫県を代表する者は兵庫県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第3号（第2条関係）

第 号

特 例 施 設 占 有 者 指 定 公 示 書

遺失物法施行令第5条第5号の規定に基づき下記の施設占有者を特例施設占有者に指定したので、  
遺失物法施行規則第28条第4項の規定に基づき公示する。

記

1 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

2 施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）

年 月 日

兵庫県公安委員会

印

様式第4号（第3条関係）

第 号

特例施設占有者変更事項公示書

遺失物法施行令第5条第5号の規定に基づき、 年 月 日付けをもって指定した下記の特例施設占有者について、公示事項の変更の届出があったので、遺失物法施行規則第29条第2項の規定に基づき公示する。

記

- 1 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  
- 2 施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）
  
- 3 変更の届出があった事項

年 月 日

兵庫県公安委員会

印

様式第5号（第4条関係）

（表）

第 号

指 定 取 消 通 知 書

氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

様

遺失物法施行規則第30条第1項の規定に基づき、 年 月 日付けをもって指定した  
下記の施設に係る特例施設占有者の指定を取り消したので通知します。

記

1 施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）

2 取消年月日

年 月 日

3 理由

年 月 日

兵庫県公安委員会

印



(裏)

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、兵庫県を被告として（訴訟において兵庫県を代表する者は兵庫県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第6号（第4条関係）

第 号

特例施設占有者指定取消公示書

遺失物法施行規則第30条第1項の規定に基づき、 年 月 日付けをもって指定した  
下記の施設に係る特例施設占有者の指定を取り消したので、同条第2項の規定に基づき公示する。

記

1 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

2 施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）

年 月 日

兵庫県公安委員会

印

様式第7号（第5条関係）

（表）

第 号

報告等要求書

氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

様

報告  
資料の提出を求めます。  
保管物件の提示

遺失物法 第25条第1項  
第25条第2項 の規定に基づき、下記のとおり

記

- 1 施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）
- 2 報告を求める事項
- 3 提出を求める資料
- 4 提示を求める保管物件

年 月 日

兵庫県公安委員会

印

注 不要の文字は、横線で消すこと。

(裏)

- 1 この処分に不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、兵庫県公安委員会（兵庫県警察本部総務部会計課経由）に対して異議申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、兵庫県を被告として（訴訟において兵庫県を代表する者は兵庫県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第8号（第6条関係）

（表）

|  |
|--|
| 第 号  |
| 指 示 書  |
| 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名                                     |
| 様  |
| 遺失物法 第26条第1項 の規定に基づき、下記のとおり指示します。<br>第26条第2項                           |
| 記  |
| 1 施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）                                    |
| 2 指示事項   |
| 3 指示をする理由  |
| 年 月 日  |
| 兵庫県公安委員会 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span> |

注 不要の文字は、横線で消すこと。

## (裏)

- 1 この処分に不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、兵庫県公安委員会（兵庫県警察本部総務部会計課経由）に対して異議申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、兵庫県を被告として（訴訟において兵庫県を代表する者は兵庫県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。